

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
許認可等の種類	共済規程の認可（1/3）	根拠条項	第14条の2第1項
審査基準	<p>組合が共済事業を行おうとするときは、火災による財産上の損害を埋めるための共済事業で、その共済金額が共済契約者一人につき30万円を超えない場合を除き、共済規程を定めて知事の許可を受けなければならない。</p> <p>共済規程には、共済事業の種類ごとに、その実施の方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項等、次の事項を定めなければならない。</p> <p>1 共済事業に係る会計を他の事業と区分し、かつ共済事業の種類ごとに経理すること。</p> <p>2 共済事業に係るものとして区分された会計に属する財産は、次に定める方法のほか、これを運用してはならない。</p> <p>(1) 銀行、相互銀行、信託会社、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会又は中小企業等協同組合で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</p> <p>(2) 郵便貯金</p> <p>(3) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券（政府保証のあるものに限る。）若しくは金融債、償還及び利払いの遅延のない物上担保付き若しくは一般担保付きの社債又は日本銀行出資証券の取得</p> <p>3 共済事業を行う組合は、毎事業年度末においてその事業の種類ごとに、次のとおり支払準備金及び責任準備金を積み立てなければならない。</p> <p>(1) 積み立てる支払準備金の合計額は、次に掲げる額の合計額を下らないこと。ただし組合は、共済契約を再共済に付した場合においては、その再共済に付した部分について支払準備金を積み立てないことができる。</p> <p>ア 共済金又は払戻金を支払うべき場合において未だ支払わないものがあるときは、その金額</p> <p>イ すでに生じた理由によって共済金又は払戻金の支払の義務があると認めるときは、その支払をするに足りる金額</p> <p>ウ 共済金又は払戻金の支払に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額</p> <p>(2) ア 生死を共済事故とする共済事業にあっては、積み立てるべき責任準備金の種類は、共済掛金積立金及び及び未経過共済掛金とし、共済掛金積立金及びの額は下記（ア）に掲げる額を下らない額、未経過共済掛金の額は下記（イ）に掲げる額とする。</p> <p>(ア) 当該事業年度末において継続する共済契約について純共済掛金式によって計算した額の合計額</p> <p>(イ) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金から当該事業年度末において継続する共済契約につき純共済掛金式によって計算した額を控除した額のうち当該事業年度末において未だ経過しない期間に対する部分の額の合計額</p>		
	受付機関	生活衛生課	処理機関
		交付機関	生活衛生課
			標準処理期間 30日
			標準経過期間 一日
			目次 NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
許認可等の種類	共済規程の認可(2/3)	根拠条項	第14条の2第1項
審査基準	<p>イ 生死を共済事故とする共済事業以外の共済事業で契約期間が終了した場合に共済掛金の全部又は一部を払い戻すものにあつては、積み立てるべき責任準備金の種類は、払い戻し積立金、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし払い戻し積立金の額は下記(ア)に掲げる額を下らない額、未経過共済掛金の額は下記(イ)又は(ウ)に掲げる額のうちいずれか多い額、異常危険準備金の額は下記(エ)に掲げる額とする。</p> <p>(ア) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金のうち払い戻し掛金部分に相当する額の合計額</p> <p>(イ) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金のうち払い戻し掛金部分以外の部分に相当する額（当該共済掛金に係る共済契約を再共済に付している場合は、当該再共済契約に基づいて当該事業年度において支払い、又は支払うべきことの確定した共済掛金に相当する額を控除した額）のうち当該事業年度末において未だ経過しない期間に対する部分の額の合計額</p> <p>(ウ) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の払い戻し掛金部分以外の部分に相当する額（当該共済掛金に係る共済契約を再共済に付している場合は、当該再共済契約に基づいて当該事業年度において支払い、又は支払うべきことの確定した共済掛金に相当する額を控除した額）の合計額から当該共済掛金に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払った共済金その他の額（当該共済金その他に係る共済契約を再契約に付していた場合は、当該再共済契約に基づいて当該事業年度において支払いを受け、又は支払いを受けるべきことの確定した共済金その他の額を控除した額）、当該共済契約のために積み立てるべき支払備金の額及び当該事業年度の事務費の合計額を控除した額</p> <p>(エ) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の合計額の100分の3以上に相当する額（当該額と既に積み立てられた異常危険準備金の額との合計額が当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の合計額を超える場合には、当該額からその超える額を控除した額）。ただし、共済事故の発生が予定事故率を越えた事業年度についてはこの限りでない。</p> <p>ウ 生死を共済事故とする共済事業以外の共済事業で前項以外のものにあつては、積み立てるべき責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、未経過共済掛金の額は(ア)又は(イ)に掲げる額のうちいずれか多い額、異常危険準備金の額はイの(エ)に掲げる額とする。</p> <p>(ア) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金に係る共済契約を再共済に付している場合は、当該再共済契約に基づいて当該事業年度において支払い、又は支払うべきことの確定した共済掛金に相当する額を控除した額）のうち当該事業年度末において未だ経過しない期間に対する部分の額の合計額</p> <p>(イ) 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金に係る共済契約を再共済に付している場合は、当該再共済契約に基づいて当該事業年度において支払い、又は支払うべきことの確定した共済掛金に相当する額を控除した額）の合計額から当該共済掛金に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払った共済金その他の額（当該共済金その他の額に係る共済契約を再共済に付していた場合は、当該再共済契約に基づいて当該事業年度において支払いを受け、又は支払いを受けるべきことの確定した共済金その他の額を控除した額）、当該共済契約のために積み立てるべき支払備金の額及び当該事業年度の事務費の合計額を控除した額</p>		
	受付機関	生活衛生課	処理機関
		交付機関	生活衛生課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	一日
		目次NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
許認可等の種類	共済規程の認可(3/3)	根拠条項	第14条の2第1項
審査基準	<p>4 火災による財産上の損害を埋めるための事業を行う組合は、共済契約者一人につき、150万円又は共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額（当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した額）の100分の15に相当する金額に30万円を加えた額のうちいずれか少ない額を超える共済契約を締結してはならない。ただし組合が知事の許可を受けた場合はその金額とする。</p> <p>(1) 毎年度の剰余金の10分の1以上を積み立てた準備金の額</p> <p>(2) 上記3の(2)のイ又はウにより積み立てた異常危険準備金の額</p> <p>(3) 任意積立金の額</p>		
	<p>5 共済規程の設定は、総会若しくは総代会又は設立総会の決議によるものであること。</p>		
	<p>6 その他不相当と認める場合は許可しない。</p>		
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課
		交付機関	生活衛生課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	一日
		目次NO	